

農業委員会の掲示板

右京区京北地域において

空き家に付随した農地を取得する時の下限面積を緩和しました!

農地を取得する時には農業委員会の許可が必要ですが、取得後の世帯の農地の合計面積が、農業委員会が定めた下限面積に達しない場合は、許可を得ることができません。

【現行の下限面積】 3,000㎡（一部地域1,000㎡）

○令和元年10月1日から、次のように緩和しました。

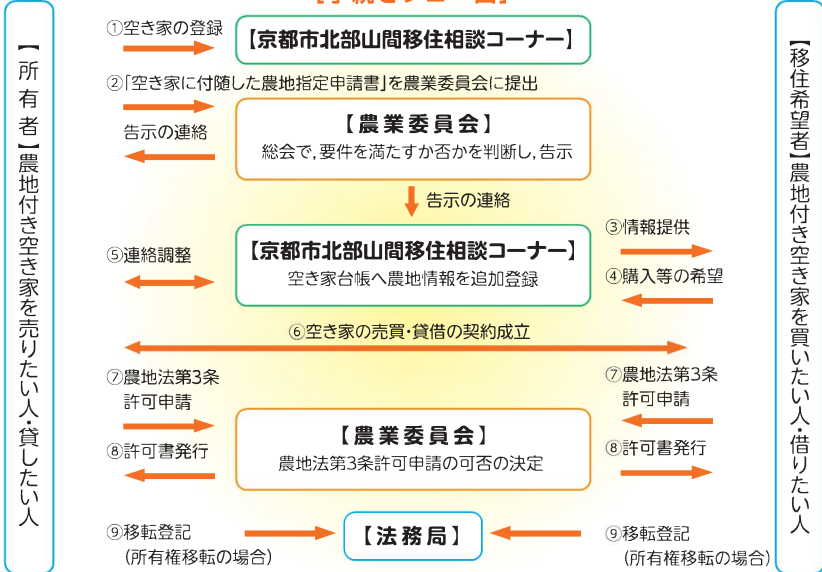
右京区京北地域において、「京都市北部山間移住相談コーナー」に登録された空き家と農地をセットで取得する場合で、一定の要件を満たすと判断したときは、特別に下限面積を緩和し、新規就農者やUターン者等の移住・定住を促進するとともに、遊休農地及び空き家の発生防止や解消を図ります。

【特別の下限面積】 右京区京北地域内で一定要件を満たす場合 1㎡

〔農地等の主な条件〕

- 農地に付随した空き家が「京都市北部山間移住相談コーナー」に登録されていること
- 空き家と空き家に付随した農地の所有者が同一であること
- 3年以上継続して、取得した空き家に居住し、付随した農地を管理及び耕作すること
- 農地法第3条の許可要件を全て満たすこと

【手続きフロー図】



農地のことは
農業委員会へ！

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎地下1階
TEL：075（222）4050、FAX：075（212）9084
京北窓口/所在地：京都市右京区京北周山町上寺町1-1 京北合同庁舎1階
TEL：075（852）1825、FAX：075（852）1827
ホームページアドレス
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！



京都市農業委員会

令和元年10月発行

京都市 第46号
農委だより



お客様の反応が返ってくる
のが振売りの魅力です!

山科南部 渡邊 幸浩さん

山科区西野山で代々農業をされている渡邊幸浩さんは、就農16年目。甘いブドウの香の中でお話を伺いました。自宅裏の農地では種取り用の山科ナスが、近くの農地では千両ナスが一面に実っていました。幸浩さんは、妻の裕子さんとパートの方の3人でトマト、キュウリ、ナス、トウガラシなど多くの種類の野菜やブドウを栽培されています。そして市内200軒ものお客様のもとに出向かれて、こだわりの振売りを週2日されています。「お客様との会話は楽しく、おいしいと言っていただくと嬉しい。これからも安全で安心なおいしい新鮮野菜や果物を届けていきたい。」という幸浩さん。お客様の声を直接聞かせてもらい、野菜生かし、一年を通じてお客様のニーズに合わせて振売りができるように

今後は都市農家の後継者問題に焦点を置き、農地を守り、減らさないよう、地域の活性化にも取り組みたいとのこと。

ＪＡ京都市理事兼青壮年部長や京都府指導農業者を務めるなど、多忙な日々を送られていますが、今後も皆様に喜ばれる農作物を育てていただき、お届けください。（取材委員 今井 澄子）



も く じ

- *がんばっている農業者（山科南部 渡邉幸浩さん） 1
- *地域の話（右京区京北） 2
- *農業委員活動報告（食育活動）、農業委員会揭示板（年金） 3
- *農業委員会揭示板（下限面積） 4

ECOイチゴ農場見学に行ってきました



平成30年12月に整備された株式会社八百一の郷の「京北農場」を訪れました。約8,000㎡の大きなハウスで栽培される「ECOイチゴ」を見学させていただきました。

これまで京丹波町で栽培していたイチゴの苗を全て右京区京北地域に移し、現在は社員さん5名とパートさん10名で約6万株を栽培されています。

ハウスには4つのECOシステムが導入されているということで、一つひとつ案内していただきました。

1 イチゴの棚が上下に動きます
(ハウス内の上下の温度差を利用)

2 廃液を再利用する
仕組み



3 地下水を利用

4 暖房にペレット
ボイラーを使用

様々なシステムが導入されているハウスですが、もちろん社員の方による管理も欠かせません。生育状況に合わせて気温管理や肥培管理などを行い、常に目配りをされています。

大きなハウスでたくさんのイチゴを収穫するため、作業員全員がイチゴの生育状況を的確に把握できるような管理の札をつけるなど、作業の効率化を図っておられました。

さらに、京北農場で働く社員のほとんどは京北に移住されたそうです。地域の方に受け入れていただけたら嬉しいとおっしゃっていました。

来年は加工施設の建設に着工され、再来年に開業予定とのこと、これからの京北ECOイチゴから目が離せません。

(取材委員 明田 肇)



社員の森朋香さん 明田委員

農業委員活動報告(食育活動)



令和元年6月11日、小学生に田植えを体験してもらいました。参加したのは伏見区向島にある2つの小学校の5年生合計68人。素足で田んぼに入り、苗を植えてもらいました。

みんな夢中で作業をし、80㎡ほどの広さを「あっ」という間に植付けて、とてもきれいな田んぼに仕上がりました。「楽しい」「これからの成長が楽しみ」という声を聞くことができ、農業の魅力を少しでも感じてくれたことと思います。

稲刈りの後には、おにぎりパーティーを開催予定。農業を身近に感じてもらい、興味をもってもらえたら嬉しいですね。(取材委員 藤田 親正)

農業委員会の掲示板

農業者年金 人生100年時代への備えを! 老後をサポートできる終身年金
農業者の老後の生活収入は、国民年金+農業者年金が基本です!

- 農業者なら広く加入できます
- 保険料は自由に見直しも
- 税制上の大きな優遇措置
- 積立方式・確定拠出型で安心した運用
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 若手層には手厚い政策支援

◆加入までの流れ◆

STEP1 加入申込書の提出

お近くのJAまたは農業委員会で、加入申込書を記入いただき御提出ください。
お申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要です。

STEP2 国民年金の付加保険料納付手続き

区役所等の国民年金窓口で納付手続きを行ってください。

STEP3 被保険者証・被保険者のしおりの郵送

農業者年金基金から被保険者証と被保険者のしおりが郵送されます。

STEP4 加入手続き完了

翌月23日(休日の場合は翌営業日)より保険料納付が始まります。

農業者年金は農業者のための年金です。
まだ加入されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ御検討ください。